

(議決事項)

第 1146 回経営委員会議案

平成 2 3 年 6 月 2 8 日

内部統制関係議決について

平成 2 0 年 3 月 2 5 日の第 1 0 6 5 回経営委員会で議決した、「内部統制関係議決」のうち、放送法と放送施行規則に関わる箇所について、次の新旧対照表のとおり修正のうえ、議決することとしたい。

今回の修正は、平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日に成立した「放送法等の一部を改正する法律」(同年 1 2 月 3 日公布)により、協会に関連する放送法の条文番号が変更されたことに伴うものである。

なお、本議決は「放送法等の一部を改正する法律」の施行日である、6 月 3 0 日から施行する。

(新たな「内部統制関係議決」は別添資料参照)

新旧対照表

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<u>放送法第 2 9 条第 1 項第 1 号ロ</u> 及び放送法施行規則第 1 7 条に規定する事項の経営委員会議決 (以下略)	<u>放送法第 1 4 条第 1 項第 1 号ロ</u> 及び放送法施行規則第 3 条の 2 に規定する事項の経営委員会議決 (以下略)
<u>放送法第 2 9 条第 1 項第 1 号ハ</u> に規定する事項の経営委員会議決 (以下略)	<u>放送法第 1 4 条第 1 項第 1 号ハ</u> に規定する事項の経営委員会議決 (以下略)